

## 西洞院時子の禁裏出仕

## —— 豊臣政権期のある女官とその父の動向 ——

尾 下 成 敏

## はじめに

近世初期の公家の姉妹や娘はどのような過程を経て、天皇の側近くに仕える女官になるのか、またその際、彼女が生まれ育った家の当主はどう行動するのか、この小稿は、かかる問いを出発点としている。

まずは、近世初期の後陽成天皇・後水尾天皇・明正天皇に仕えた女官のうち、公家出身の上臈・典侍・内侍(掌侍)、すなわち上級の女官に関する研究を見る。すると、彼女たちに関する研究は皆無ではない<sup>(1)</sup>が、右のような問いに立脚した研究は存在しないことに気づく。こうしたことの原因としては、天皇・朝廷をめぐる政治史・社会史のなかに女官を位置付けようとする試みが乏しい<sup>(2)</sup>、という点がまず挙げられよう。また後陽成在位期から明正在位期までの女官に関する史料が決して多くない、という点も理由として挙げられよう。例えば女官たち

の活動がうかがえる『お湯殿の上の日記』(以下『お湯殿』と略称<sup>(3)</sup>)も、この時期は記事のない年が目立ち、記事が残る年でも、彼女たちの禁裏出仕の経緯について詳細な記述が確認できない。では、最初に述べた問いは、意味のないもので、かつ追究が不可能なものということになるであろうか。そこで、この点を考えてみたい。

ある公家が親族の女性を禁裏の女官とするために積極的に行動し、また禁裏出仕が実現した後も、女官となった彼女を支え続けることは、天皇・公家間の主従関係に関わる問題である。何故なら、公家の側が積極的に行動することは、彼の天皇に対する従属度が高くなることを意味するからである。逆にその公家が親族の女性の禁裏出仕について消極的であれば、それは、彼の天皇に対する従属度が決して高くなくことを意味しよう。それゆえ、公家の親族が禁裏の女官となることからは、天皇・公家間の主従関係を推しはかることが可能と考えられる。公家の娘の禁裏出仕の経緯を記す史料が皆無ではないことにも留意

する必要がある。例えば中世末期・近世初期の朝廷に仕えた公家の西洞院時慶は、慶長五年（一六〇〇）に娘時子が禁裏へ出仕し、内侍として後陽成に仕えたことについて、自身の日記「時慶記」（以下『時慶』）と略称の慶長五年記のなかに、詳細な記述を残している。

今述べた二つの点を念頭に置けば、冒頭で述べた二つの問いは、意味のないものではなく、また追究が不可能なものとも考えられない。ゆえに、この小稿では、慶長五年に西洞院時子が禁裏へ出仕する前後の過程に注目し、まずは、時子の禁裏出仕の話が持ち上がった段階から、慶長五年暮れまでの時子をめぐる動向を跡づけ、その上で、彼女の出仕について、西洞院家当主の時慶が積極的に動いたのか、はたまた消極的な態度をとったのか、を明らかにすることにした。なお、検討を進める際には、(ア)時子出仕の話を持ち掛けたのは天皇家の側か、それとも父時慶の側か、(イ)時子出仕の後、時慶は彼女をどう支えたのか、に留意したい。この二点は、時慶の動きを見る時に重要と考えるためである。出典は断らない限り『時慶』である。

## 一 時子出仕までの過程

最初に、禁裏出仕前の時子について言及しておく。さきに述べたように、彼女の父は時慶である（生母については、現時点では不明）。公家社会における西洞院家の資格は低く、「半家」と呼ばれる家柄に属していた。同家に時子が誕生したのは、天正十九年（一五九二）のことと見られる。慶長五年（一六〇〇）の彼女の禁裏出仕を伝える「言経卿

表1 禁裏の上級女官たち

地位	人名
上 臈	
大典侍	大典侍(中山親子※1)
典侍	新典侍(松木氏女) 権典侍(日野輝子、のち藤大典侍) 目々典侍(庭田具子、のち源大典侍)
勾当内侍(長橋局)	長橋(持明院孝子、のち大納言典侍)
内侍	

・持明院孝子が長橋局となった慶長4年8月4日から、時子が新内侍となる直前の慶長5年8月15日までの、禁裏の上級女官を一覧化した。  
 ・※1の中山親子：慶長5年5月6日以降、禁裏での行動が確認できない。  
 ・典拠は、『お湯殿』『時慶』『言経』や、『天皇家族実録 後陽成天皇』第2巻の典侍藤原親子・典侍藤原輝子・典侍源具子・掌侍藤原孝子の項に収録された史料である。

記」（以下『言経』と略称）に、「西洞院娘十才、禁中内侍二被参了」とあるので、生年については、右のような判断が可能であろう。なお、説明が後回しになったが、「時子」という名は、「西洞院家系譜」や、「妙法院文書」のなかの「禁中女中衆之覚」などに見える名だ。おそらく内侍の地位にあった頃に用いられたのであろう。父が「時慶」であるため、「時子」と呼ばれたと見られる。

付言すると、時慶には天皇家に仕えた娘が幾人もいる。慶長（一五九六～一六一五）の初年であれば、慶長四年（一五九九）以前に、娘系が後陽成の女御近衛前子の女房となり、慶長五年正月三日に、娘茶地（のち按察局と呼ばれる）が後陽成の生母准后勸修寺晴子の女房となつて

表2 時子出仕までの過程

月 日	出来事
6月11日	時慶、「姫カ事」を女御近衛前子や准后勸修寺晴子へ内々に申し入れる。孝蔵主にも同様の申し入れを行う
	孝蔵主から時慶に、書状で「姫カ事」に関する回答があり、時慶はその書状を前子と晴子に進上する
7月1日	時慶、「姫身上ノ儀」を前子の生母政所殿にも申し入れる
8月7日	前子に仕える糸(時慶の娘)を介し、時慶が前子から「姫入内ノ義ニ付而衣裳等ノ事」を承る
8月9日	時慶、前子の乳母右衛門督と自邸で談合、「息女姫入内ノ義」を申し談ず。右衛門督は「当分調法難成」との認識を示す
8月10日	前子、時慶に、時子「入内」を来たる十三日に行うと伝える。時慶、これを承る(この日、前子に仕える娘糸が時慶邸を訪れる)
	時慶、晴子に対し、時子「入内」について「相意得申」と伝える
8月11日	時慶、娘糸から「姫事」を承る
	時慶、小大夫を呼んで「知行・賜以下事」で談合を行い、前子に対し、時子「入内」に関し「様子」を申し入れる
8月12日	時慶、時子「入内」のことで、「迎ノ物」として、米十石を下賜される
8月13日	この日が吉日ではないため、前子・晴子の了承のもと、時子「入内」が延期となる(時慶の申し入れによるもの)
8月14日	時慶、時子「入内」を来たる十六日に行うと伝えられ、これを了承する
8月15日	時子「入内」により、この日の時慶は慌ただしい
8月16日	時子、新内侍として「入内」する。後陽成天皇に拝謁する
	時子はいったん晴子のもとへ参り、そこから、新典侍のもとへ行き、その後、前子のもとへも赴く。当面の間は、新典侍が時子を預かる

・時子の禁裏出仕の話が持ち上がった段階から、時子出仕までの動きを一覧化した。

・出典は、断りがない限り「時慶」である。

いる。時子の出仕前にも西洞院家は娘を天皇家に仕えさせていたのだ。

つぎに、時子の禁裏出仕の話が持ち上がった段階から、彼女が内侍として禁裏へ入るまでの段階を跡づけておく。

時子出仕の背景を見る。慶長四年六月頃、内侍の上首たる長橋局(勾当内侍)と清華家出身の伝奏久我敦通が密通していたことが発覚し、前者が禁裏を退出した(のち行方知れずとなる)<sup>(10)</sup>。そして、これに伴い、同年八月四日、当時「新内侍」と呼ばれていた持明院孝子が長橋局となる<sup>(11)</sup>。表1は、孝子の長橋局就任から時子の内侍就任直前の慶長五年八月十五日までの期間を対象に、上級女官を一覧化した表である。この表を見ると、長橋局以外の内侍が当時居なかったことが知られる。かかる事実から、孝子が長橋局の地位に就いたことで、内侍の補充に迫られたという事情が、時子出仕の直接の契機と考えられよう。<sup>(12)</sup>

つぎに表2をもとに、時子出仕までの過程を述べる。

時慶が女御近衛前子や准后勸修寺晴子へ、「姫カ事」を内々に申し入れたのは、慶長五年六月十一日である。この日、時慶の娘糸や、晴子に仕える女房綾が公家町の西洞院邸を訪れているので、おそらく、この二人を介して前子と晴子に申し入れを行ったのであろう。また同日、時慶は、前子の養母北政所(おね・高台院)に仕える孝蔵

主にも、同様の申し入れを行った。そして、その日のうちに京都在住の孝蔵主から書状が到来し、時慶はこれを前子と晴子に進上する。さらに、およそ三週間後の七月一日、時慶は前子の実母政所殿（近衛龍山室）へ「姫身上ノ儀」について申し入れを行った。

その後の経過から推して、「姫力事」「姫身上ノ儀」は、時子の禁裏出仕の件を指し、孝蔵主の書状も、そのことに関わる内容と見られる。その上、彼女の書状が女御前子・准后晴子の兩人に進上された点からすれば、孝蔵主の書状の内容は、時慶の意に沿うものであったと見られる。なお、これ以降、孝蔵主が時子出仕の一件に関わった形跡はなく、七月に入ると、今度は政所殿が時子の出仕話に関わっている。

『時慶』を一読する限り、その後、一ヵ月近くの間、時子出仕に関する記事は確認できない。そして、八月七日以降、この話は急速に進むことになる。表2を見ると、時子の出仕について、時慶と女御前子の間で話が進み、前子の乳母右衛門督や時慶の娘系が前子の使者として、この出来事に関わったことがうかがえる。

具体的に述べよう。八月七日、糸が前子の使者として西洞院邸を訪れ、「<sup>(時子)</sup>姫入内ノ義付而衣裳等ノ事」を伝えている。この場合の「入内」は時子の出仕を意味する語であり、また「衣裳」の語も見えるので、この日までに時子の禁裏出仕が決まっていたことになろう。

八月九日、今度は右衛門督が西洞院邸を訪れ、時慶と時子出仕のことで談合に及んだが、この時、右衛門督は時慶に「当分調法難成トノ儀也」との認識を示している。禁裏出仕の準備にさらなる時間を要するということであろうか。しかし翌十日、女御前子が時慶に、時子

「入内」を三日後の八月十三日に行うと伝えている。この日、時慶の娘系が西洞院邸を訪れていることを踏まえると、彼女が前子の使者として父にこのことを伝えたのではないか。かくして時子出仕の準備は、三日のうちに済まされなければならないことになった。

准后勸修寺晴子も時子「入内」に関わったようだ。『時慶』を見る限り、時子出仕までの間、晴子はこの一件に関する記事にあまり登場しない。しかし、女御前子と同様、時子の出仕に同意していたことは間違いない。そのことは、時子「入内」を来たる十三日に行う、と前子が時慶に伝えた八月十日、時慶が晴子に対し、「入内」について「相意得申」と言上した事実や、同月十三日、時慶の申し入れにより、前子・晴子兩人の了承のもとで、時子「入内」が延期となった事実（表2参照）からうかがえよう。

時子「入内」は八月十六日である。この日、彼女は禁裏へ赴いて後陽成に拝謁し、内侍として奉公することになった。呼び名は「新内侍」である。<sup>(14)</sup> またこの日は、女御前子・准后晴子や新内侍（松木氏女）のもとへも赴き、新内侍のもとに預けられることになった。かくして時子の出仕により、新たな内侍が補充されたのである。そして、出したこの日から、慶長十五年（一六一〇）五月二十三日に暇を出され禁裏を退出するまでのおよそ十年間、時子は内侍として後陽成に仕え、皇女（後の大聖寺跡永崇）と皇子（高雲院・天折）を儲けることになる。<sup>(16)</sup>

以上、時子が内侍として禁裏へ入るまでの過程を見た。右に記した経過を見る限り、時子の出仕は、女御前子や准后晴子、つまりは天皇家の側が西洞院家に出仕を持ちかけ、それに同家当主の時慶が同意し

て実現したものではない。時慶が前子や晴子に対して、娘の出仕話をもちかけ、さらには、彼が前子の養母北政所に仕える孝藏主や、実母政所殿を巻き込んで実現した出来事と言えるだろう。

## 二 内侍時子を支える父時慶

最初に、内侍就任後の時子の活動を見る。おもに表3にもとづいて話を進めよう。

まずは時子の居所である。既に述べたように、慶長五年(一六〇〇)八月十六日の出仕直後、時子は新典侍(松木氏女)のもとに預けられたが、それから間もなく、新典侍が後陽成の勘氣にふれるという出来事が起こった。<sup>(17)</sup>そのため、十月二十八日、時子は女御近衛前子のもとに預けられている。そして、この日から前子のもとで暮らし、約一年一ヵ月後の慶長六年(一六〇一)十一月二十八日、禁裏のなかに自身の局を与えられ、そこへ移った。<sup>(18)</sup>

つぎに慶長五年中の禁裏の内外における時子の活動を見る。九月一日、朝の御盃が行われ、時子が白い土器を献上している。またこの日の夜に祝宴が開かれ、彼女が女御前子の配膳役を務めた。九月八日、菊綿御祝が行われたが、時子もその場に居たことが知られる。翌九日夜、祝宴が行われたが、このおり、彼女は「女中のさか月」(女官らに振舞う酒肴カ)を負担した。十月十五日には後陽成へ蜜柑と栗を献上している。なお、十五日は後陽成の生まれた日であるから、誕生日の祝と判断できよう。暮れの十二月二十三日、時子は公家町の西洞院邸に

里帰りしたが、その日のうちに禁裏へ戻っている。

禁裏で行われた誦経も、時子の活動を見る際には無視できない。『時慶』慶長五年九月十五日条には「禁中御用トテ、(時子)新内侍ノ局ヨリ心経九十卷可誦旨候間、即応候」とあり、類似した記述はこの年の十月十五日条や十二月十五日条にも見える。ここでは、九月十五日条に注目するが、この記事は素直に解釈すれば、時子が時慶に対し、禁中の御用として般若心経九十卷を誦すよう伝えてきたので、これに応じたとなろう。しかし、『時慶』以外の史料に目を通すと、少し異なる理解が浮上する。

前述の如く、十五日は後陽成の生まれた日に当たるが、『お湯殿』に拠れば、この年の九月・十月・十二月の十五日に、禁裏では後陽成の誕生日の行事として、女官たちが般若心経の誦読を行っている。<sup>(20)</sup>さらに、『時慶』慶長五年十二月十五日条には「(時子)新内侍ニ被仰出心経九十卷代誦誦」という記述も見える。こうした点を勘案するなら、さきに挙げた慶長五年九月十五日条の記述は、後陽成の誕生日(毎月十五日)に際して、本来なら内侍時子が行うべき般若心経の誦読を、父時慶が代わりに行ったと理解することができよう。またそれは時子の依頼により、九月・十月・十二月の十五日になされたと理解できよう。

慶長五年の九月十六日にも禁裏で誦経が行われたが、この出来事と対応する記事が『時慶』に存在する。すなわち同日条の「(時子)新内侍ヨリ為御祈念ニ心経二卷・観音経一卷・光明真言十六反可誦旨候」という記述だ。これも本来であれば、時子が行うべき誦経を、彼女の依頼により時慶が代わりに行った、ということであろう。



表3 禁裏出仕後の時子をめぐり動き

月 日	出 来 事
8月16日	時子、新内侍として「入内」する。後陽成天皇に拝謁する
	時子には女房二人、小姓、下女が随う。唐櫃やその他の道具も携える
	時慶、女御近衛前子・准后勸修寺晴子・長橋局・大御乳人・新典侍らに対し、進物を献上する
8月17日	時慶、時子が在りつく由を耳にする。また前子・晴子から懇ろに承る
8月18日	新典侍、時子に「知行ノ朱印・水帳」を渡す
	時慶、長橋局に「手次ノ様」を尋ねる
	時子、時慶に、「イロハ」を所望する。時慶、これを書いて送る
8月19日	時慶、時子の所領近江高嶋郡内の「水帳」を書写する。時子のもとへも出向く
8月20日	時慶、長橋局の下代久助から、時子の所領の「水帳」について説明を受ける
8月22日	新典侍のもとで時慶らを交え、時子の盃祝が行われる
8月26日頃	26日以前に、時子、前子から練を賜る
8月28日頃	28日以前に、時子、前子から袴を賜る
9月1日	この日夜の禁裏における祝宴で、前子の配膳を時子が務める。また朝の御盃では、時子が白い土器を献上(『お湯殿』)
9月3日	時慶、時子のもとにいた官女千世を呼び戻し、鍋を官女として遣わす
9月8日	時子、禁裏の菊綿御祝に参加(『お湯殿』)
9月9日	この日夜の禁裏における祝宴で、時子が「女中のさか月」を負担(『お湯殿』)
9月15日	時子、禁中御用として、般若心経を誦すことになるが、この時は父時慶がこれを代行する
9月16日	時子、御祈念として、般若心経・観音経・光明真言を誦すことになるが、父時慶がこれを代行する
10月15日	時子、後陽成へ蜜柑と栗を献上する
	時子、般若心経を誦すよう命じられるが、父時慶がこれを代行した
10月24日	時子、新典侍のもとから、前子のもとへ預けられることが決まる
10月28日	この日以降、時子が前子のもとに預けられる
11月5日	時子、前子から白練を賜る。後日(11月6日もしくは8日)、時慶がこの件で前子に礼を申し入れる
11月12日頃	時子、後陽成から「御クハリ」の盃台を賜る
11月18日	この日、徳川秀忠・松平忠吉兄弟が参内する。時子は秀忠から銀子2枚を、忠吉から銭200疋を贈られる
12月15日	時子、般若心経を誦すよう命じられるが、父時慶がこれを代行した
12月23日	時子、西洞院邸へ里帰りし、その日のうちに禁裏へ戻る。この時、時子は後陽成と前子から酒と肴を賜る
12月26日頃	時子、北政所から呉服を賜る
12月28日	この日、政仁親王に対し親王宣下が行われる。この時、時子は親王宣下の祝儀として米5石を賜る。時慶はこれを、時子が召し使う者の給分に充てる
12月29日	時子、照高院門跡道澄に書状を送る
	時慶、時子に中折紙三帖と烏子紙二・三枚を贈る

・時子の禁裏出仕から慶長5年暮れまでの動きを一覧化した。

・出典は、断りが無い限り「時慶」である。

では、なぜ時子ではなく時慶が誦経を行ったのか。これは經典が漢字で記されていることや、女性がおもに仮名文字を用いたことが背景と考えられる。すなわち女性の時子にとって、般若心経などの經典は馴染みの薄いものであり、そのために時慶が誦経を代わりに行ったと考えられるのだ。付言すると、かかる事例はこの後も見られ、時子十九歳の慶長十四年（一六〇九）五月十五日、後陽成の命で彼女が般若心経九十巻を誦経することになった際は、時慶がこれを代わりに行っている。

以上、時子の居所の変遷やその活動を跡づけ、また禁裏で行われた誦経を事例に、本来時子が果たすべき役割を、父親の時慶が代行したことを明らかにした。かかる事実から、出仕後の時子の禁裏における活動を、時慶が支えた点が浮かび上がる。<sup>(21)</sup>

時慶が時子を支える事例は他にも見られる。やや先走って言えば、それは経済的基盤と奉公人に関わる事柄である。

禁裏出仕から二日後の慶長五年八月十八日、時子は新典侍から「知行ノ朱印・水帳」を渡された。「朱印」とあるので、これは豊臣政権が発給した新知給付の文書と、「水帳」すなわち検地帳が渡されたということであろう。つまり時子は豊臣政権から所領を与えられたのだ。所領高は不明であるが、この時は近江高島郡内の地が与えられたようである。<sup>(23)</sup>

かくして時子は領主となったのだが、当時わずか十歳の彼女に所領支配を遂行できる能力が備わっていたとは考えられない。しかも彼女は日頃禁裏に居るのである。とするなら、時子に代わり支配を行った

人物がいたと判断したほうがよいだろう。

そこで『時慶』の慶長五年記を見る。この年の八月十九日、時慶が近江高島郡内の時子領の検地帳を書写している。また翌二十日、時慶の求めに応じ、長橋局（持明院孝子）の下代久助が時子領の検地帳について説明を行っている。さらに時子領が山城国内の松崎（松ヶ崎カ）と久我の二つの村に替地された後の出来事であるが、時子出仕の翌々年にあたる慶長七年（一六〇二）の十月三日、時慶は家臣の関喜蔵を久我村に派遣している。これは時子領の「免合見付」のためであった。この事実からは、家臣を村の免合（免相）に立ち合わせたという推測が生じよう。また翌四日、時慶は喜蔵から書状で報告を受け、判升を遣わした。これも前日と同じく年貢収納に向けた措置と見られる。そして、二日後の十月六日、久我村から喜蔵が帰京し、こうした措置が大方済んだと時慶に報告している。

このような慶長五年や同七年の事例から、幼い時子に代わり所領支配を遂行したのは、父時慶であったことが明らかとなる。彼は時子領の支配を代行することで、内侍として天皇に仕える娘を支えたのだ。<sup>(25)</sup> なお、慶長五年の事例や、時子十五歳の慶長十年（一六〇五）の事例で

表4 時慶から時子への贈答品

月 日	贈 答 品
1月17日	莖立一折
4月2日	筆
6月9日	衣
7月5日	山柀
7月13日	蓮飯
7月	丸生絹
8月1日	甘酒双瓶
8月15日	朝倉山柀
10月11日	杉原紙一帖
12月23日	雁汁

・慶長10年に、時慶が時子へ遣わした贈答の品を一覧化した。

・出典は、断りがない限り『時慶』である。

・丸生絹については、慶長10年7月5日条・同月20日条・同月21日条を参照のこと。

言えば、時慶が時子に対し、中折紙・鳥子紙、あるいは莖立・筆・衣・山柰(朝倉山柰)・蓮飯・丸生絹・甘酒・杉原紙・雁汁を贈ることはあっても、金銀や銭・米を贈ったり、貸したりしたした事実は確認できない(表3・表4を参照)。これは、時子領において年貢等の収納が遂行できれば、金銀・銭・米を贈る、あるいは貸すといった行為は必要ないことであろう。とすれば、時慶にとつて、時子の禁裏出仕は大きな経済的負担ではなかったと見られる。

奉公人に関する事柄を話を移す。『時慶』に拠れば、時子の禁裏出仕時、彼女に女房二人、小姓、下女が随行している。かかる事実は、時子付の奉公人の存在を示している。そして、時子の出仕から間もない慶長五年九月三日、時慶は時子付の千世という女性を西洞院家呼び戻し、代わりに「鍋」と呼ばれる女性を時子付とした。しかしやがて、この鍋による問題行動が目立つようになると、時慶は彼女に暇を出している。これは、時子出仕から五年後の慶長十年八月十六日の出来事である。

また慶長五年十二月二十八日、前子所生の皇子政仁親王(後の後水尾天皇)に親王宣下が行われた際、時子は米五石を下賜されたが、この時、時慶はこれらを時子付の者たちへの給分に充てている。さらに時子出仕からおおよそ四年後の慶長九年(一六〇四)六月三日、時子付の辰という女性に、時慶は「局ノ置目」(奉公に際しての規則カ)を申し聞かせた。<sup>(26)</sup>このように、時慶は時子に代わって、時子領の支配の遂行、時子付の者たちへの給分の支払いや、こうした者たちの取り締まりに当たっていた。これも女官となった娘を支えるための行動と言えよう。

## おわりに―西洞院親子の事例の歴史的位置付け―

まずは、これまでの検討で明らかになった点を挙げておく。

(1) 時子の禁裏出仕は、西洞院家の当主時慶が女御近衛前子や准后勸修寺晴子に、時子の出仕話をもちかけ、さらには、彼が前子の養母北政所に仕える孝藏主や、前子の実母政所殿を巻き込んで実現した出来事であった。

(2) 時子出仕後の禁裏での誦経の事例から、本来、内侍である彼女が果たすべき役割を、時慶が代行したことが知られる。時子の禁裏における活動を時慶が支えたのである。

(3) 時慶は幼い時子に代わり、時子領の支配の遂行のほか、時子付の者たちへの給分の支払いや、こうした者たちの取り締まりに当たった。これも娘を支えるための行動と言える。

右に挙げた点から、時子が禁裏へ出仕し、後陽成に内侍として仕えることについて、父時慶は積極的に行動したと判断できよう。そして、このような点から、西洞院家は天皇家への従属を強めたと見てよいだろう。

最後に、時子の禁裏出仕と、それを支えた時慶の行動の歴史的な位置について言及しておきたい。この問題を考える際に注目したい点がある。二つある。一つは、戦国・豊臣政権期における天皇と公家の関係である。もう一つは、当該期の後宮の女性たちをとりまく経済的な状況である。



豊臣(羽柴)秀吉が関白となつて間もない天正十三年(一五八五)十一月、豊臣政権は多くの公家衆に領知判物や領知朱印状を発給し、「朝役」を専らにせよと命じている。そして、およそ二年半後の天正十六年(一五八八)四月、秀吉が後陽成を居城聚楽第に迎えたおり、豊臣政権はすべての公家に領知判物や領知朱印状を与え、近江高島郡内で所領を増し、天皇・朝廷への「御奉公」に励むよう命じた。また同時に「御奉公」を怠つた廷臣については、後陽成の叡慮次第で高島郡内の所領を没収できるとも定めた。なお、ここで言う「朝役」「御奉公」とは、具体的には、朝廷において官位叙任や神仏事などの朝儀公事に携わり、後陽成や正親町上皇に仕えることを意味するものである。<sup>27)</sup>このように、豊臣政権期の公家衆は、天皇・朝廷への奉公に励むことを義務づけられており、時慶もその例外ではなかった。<sup>28)</sup>

聚楽第行幸のおり、女御前子、准后晴子や禁裏の女官らに所領が給付された事実も見逃せない。すなわち豊臣政権は、前子と晴子に所領三百石を、大典侍(中山親子)・長橋局・大御乳人に所領百石を、その他の女官に所領五十石を給付し、<sup>29)</sup>後宮を支える経済的な基盤をととのえたのである。このことは、禁裏の女官や前子付、晴子付の女房として出仕した公家の親族の女性の後宮における活動を、実家が支えていくことを容易にしたであろう。

このような豊臣政権の政策は、戦国期の公家社会で見られるような状況、すなわち天皇への従属度が高くない公家が目立ち、かつ後宮へ出仕した親族の女性を、公家が経済的な面で支えることが困難であった状況を踏まえるなら、<sup>30)</sup>天皇家に対する公家衆の従属を強める政策、

後宮に出仕した親族の女性が公家が支え続けることを比較的容易にする政策と言える。そして、豊臣政権期には天皇家への従属を強める公家、後宮で活動する親族の女性を支え続ける公家が実際に存在した。西洞院親子の事例は、その典型とも言える事例であろう。<sup>31)</sup>

時慶は天皇・朝廷への奉公に励み、豊臣政権期には外様の公家衆として禁裏の当番や、正親町の居る院御所の当番を務め、また時には他の公家の代理で禁裏の当番を務めた。禁裏で行われた和漢聯句会では、時慶は執筆の役をたびたび務めるなどして、文芸の世界でも活躍を見せている。さらに文禄二年(一五九三)十一月には後陽成の命を受け、公家の六条有親とともに「古文孝経」の板行(文禄勅版の刊行)に当たつた。<sup>32)</sup>

時慶の娘たちが後宮へ出仕した事実も注目し得る。時子の出仕以前なら、糸が女御前子に、茶地が准后晴子に仕えている。彼女たちの出仕話を持ちかけたのが時慶なのか、それとも前子や晴子なのかは不明とせざるを得ないが、娘を女御や准后のもとへ奉公に出すことは、天皇家への忠誠心を示す行為である。表現を変えるなら、天皇・朝廷に対する奉公の一環とも言えよう。

同じような点は、時子の場合にも言えよう。すなわち時慶は、彼女の出仕話を前子や晴子に持ちかけ、これを実現させることで、天皇家への忠誠心を誇示したと見ることがができる。言い換えると、娘をもう一人後宮に出仕させることで、天皇・朝廷への奉公に励んだのである。そして、時子が禁裏へ入った後、時慶は彼女を支えるために行動した。<sup>34)</sup>以上のようなことから、時子の禁裏出仕と、それを支える父時慶の

行動は、豊臣政権の対朝廷政策を背景とする出来事であったと言える。

## 注

- (1) 神田裕理「織豊期の後宮女房」(神田『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』収録 校倉書房 二〇一一年、初出一九九七年・九八年)、同「公家の女性が支える天皇の血脈維持」(神田編『ここまでわかった 戦国時代の天皇と公家衆たち』収録 洋泉社 二〇一五年)、久保貴子『後水尾天皇』第五章(ミネルヴァ書房 二〇〇八年)、同「禁裏女房の人事と職務」(総合女性史学会編『女性官僚の歴史』収録 吉川弘文館 二〇一三年)。
- このほか、近世全般を対象としたものでは、奥野高広『皇室御経済史の研究 後篇』第三章(畝傍書房 一九四四年)、河鱈實英『宮中女官生活史』(風間書房 一九六三年)一六頁〜三三頁、北上真生「近世期における女房日記の視点と方法」(『國文論叢』四〇 二〇〇八年)が挙げられる。
- (2) 注(1)で挙げた神田氏や久保氏の研究は、こうした試みである。
- (3) 本稿では、続群書類従完成会から刊行された『お湯殿』を用いている。
- (4) 天正十五年〜慶長十八年までが活字化され、臨川書店から刊行されている。この小稿では、同書店から刊行された『時慶』を使用している。
- (5) 時慶はその日記のなかで、慶長五年以降の時子について多くの記述を残したが、かかる『時慶』の記事を逐一取り上げるとは、紙数の都合上、不可能と言わざるを得ない。そこで本稿では、検討の対象とする時期を、おもに慶長五年とした。
- (6) 『言経卿記』(以下、『言経』と略称)慶長五年八月十六日条。この小稿では、大日本古記録として刊行された『言経卿記』を用いている。
- (7) 「西洞院家系譜」(『天皇皇族実録 後陽成天皇実録』(ゆまに書房)第二巻、八〇五頁・八〇六頁収録)、慶長十年四月一日「禁中女中衆之覚」(『妙法院史料』第五巻、二五六頁・二五七頁に「後陽成天皇宸筆禁

- 中女中衆覚書」として収録)。なお、時子の生涯については、前掲『天皇皇族実録 後陽成天皇実録』第二巻の掌侍平時子の項を参照のこと。
  - (8) 前子は、摂家の近衛家の出身であるが、関白豊臣(羽柴)秀吉・北政所夫妻の養女となり、十二歳の天正十四年十二月、女御として後宮へ入った。なお、前子については、注(1)前掲久保『後水尾天皇』第一章・第二章を参照のこと。
  - (9) 晴子については、久保貴子「朝廷の再生と朝幕関係」(久保『近世の朝廷運営』収録 岩田書院 一九九八年)、木村洋子「御湯殿の上の日記」にみる女院の生涯」(『江戸期おんな考』一二 二〇〇一年)などを参照のこと。
  - (10) 『言経』慶長四年八月二十四日条。
  - (11) 『お湯殿』慶長四年八月四日条。なお、持明院孝子については、注(7)前掲『天皇皇族実録 後陽成天皇実録』第二巻の掌侍藤原孝子の項を参照のこと。
  - (12) 「禁秘鈔」上「群書類従」第二十六輯収録に拠れば、内侍の定員は六名(正は四名、権は二名)である。
  - (13) 『時慶』慶長五年七月二十九日条、同七年三月六日条などから、晴子に仕える女房であった事実が判明する。
  - (14) 『時慶』慶長五年八月十六日条、『お湯殿』同日条。付言すると、「新」の字から推して、「新内侍」とは、内侍のうち就任期間が最も短い人物を指す語と判断できる。
  - (15) 『時慶』第二巻は、人名傍注や索引において、慶長五年の記事に見える新典侍を広橋兼勝の娘に比定するが、結論から言えば、これは誤りである。
- まず、兼勝の娘のみつ(後の新大典侍)が禁裏に出仕するのは、慶長五年十一月一日のことである(『お湯殿』同日条)。しかも、慶長五年・同六年の彼女は「みつ御れう人」(『お湯殿』慶長五年十一月一日条・同日二日条)、あるいは「おみつ御娘人」(慶長六年十月十一日「御領知方帳」(京都市総合博物館所蔵「勸修寺家文書」)と呼ばれていた。それゆえ、慶長六年以前の新典侍を、広橋兼勝の娘に比定してはならない。

では、新典侍とは何者であろうか。まず注目されるのは、『時慶』慶長五年八月十六日条の「則新典侍ノ局就親類局ニ御預也」という記述だ。時子が新典侍に預けられた際の記述であるが、ここから、彼女が時慶や時子の親類であることが判明する。また『時慶』慶長五年十月二十四日条の「松木へ見舞、新典侍局御勘気無心元旨申候」も重要である。これは新典侍が後陽成の勘気にふれたことを受けて、時慶が公家の松木家を見舞い、彼女の境遇について「無心元旨」を申したとの意味であるが、この記事は新典侍が松木家と深い関わりを持っていた事実を示唆する。

そこで、『系図纂要』（名著出版）等で西洞院家や松木家の系譜を確認すると、飛鳥井家を介する形で両家が血縁関係にあった事実が判明する。具体的に言えば、松木家の当主宗満（慶長五年段階では故人）が、時慶の父方の従兄弟（宗満の実父は飛鳥井雅春、時慶の実父僧覚澄は雅春の兄弟）となる。

以上から、新典侍は公家の松木家出身の女性で、時慶や時子の親類と判断できよう。なお、『お湯殿』慶長五年八月十六日条は、内侍となつた時子が新典侍に預けられたことを、「新大すけ殿御あつかりなり」と記すが、これは、新典侍（しんすけ）を「新大すけ（新大典侍）」と書き誤つたのではないかと見られる。

- (16) 『時慶』第五巻は、人名傍注や索引において、高雲院を皇女とするが、正しくは皇子である（注(7)前掲『天皇皇族実録 後陽成天皇実録』第二巻、一〇二頁—一五頁の皇子某の項を参照）。

- (17) 『お湯殿』慶長六年七月一日条から、新典侍（松木氏女）がこの日の朝の御盃を勤仕したことが知られる。しかし、この後、彼女の禁裏における活動は確認できない。

- (18) 『お湯殿』慶長六年十一月二十八日条。なお、慶長七年四月二十八日、時子は禁裏近くの石薬師で屋敷地を拝領し（登谷伸宏「近世における公家町の形成について」〈登谷「近世の公家社会と京都」思文閣出版 二〇一五年〉四五頁を参照のこと）、同年十二月二十八日、同地に建てられた自身の屋敷を初めて訪れている。

- (19) 後陽成の誕生は、元亀二年十二月十五日のことである（『お湯殿』同日

条）。

- (20) 『お湯殿』慶長五年記の九月十五日条・十月十五日条・十二月十五日条。

- (21) 時子出仕直後の慶長五年八月十八日、時慶は長橋局（持明院孝子）に「手次ノ様」を尋ねている。彼女がおよそ一年前「新内侍」と呼ばれていたことや、「手次（手継）」が代々受け継ぐという意味であるとするなら、内侍時子の職務遂行のために必要な文書・記録について、時慶が長橋局に問い合せたということであろうか。また同じ日には、時子が時慶に「イロハ」を所望し、時慶がこれを書いて送り届けている。これはイロハの手本を送ったということであろう。このような時慶の動きも、時子の禁裏における活動を円滑にするための行動と見られる。

- (22) この「朱印」の発給者について、現段階で考えられることを述べておく。

豊臣政権で「朱印」というのは、通常、秀吉の発給文書を指すが、この時、彼が既に死去していることを念頭に置けば、この「朱印」は秀吉朱印を捺した文書ではない、という見方が生じる。とすれば、誰が発給したのが問題となる。この文書が渡された慶長五年八月、すなわち関ヶ原合戦直前の政治状況からすれば、二大老（毛利輝元・宇喜多秀家）、もしくは四奉行（前田玄以・増田長盛・石田三成・長束正家）、あるいは二大老と四奉行が出した新知給付の文書が「朱印」と呼ばれた可能性がまず思い浮かぶ。

しかし一方で、二大老や四奉行の連署状に花押が据えられることが多い点、あるいは、新内侍の持明院孝子が、時子出仕のおよそ一年前に長橋局となり、禁裏で「新内侍」と呼ばれる女官がいなかったことを踏まえるなら、かつて秀吉が「新内侍」へ出した新知給付の朱印状が豊臣政権の了解のもとで、「朱印」として時子に渡された可能性も考えられる。しかし、これも想像の域を出るものではない。

いずれにせよ、「朱印」の発給者については、不明とせざるを得ず、現時点では、豊臣政権が発給した新知給付の文書という解釈しか提示できない。なお、関ヶ原合戦直前の政治状況については、白峰旬「豊臣公

儀としての石田・毛利連合政権」(『史学論叢』四六 二〇一六年)、中野等『石田三成伝』第八章(吉川弘文館 二〇一七年)などを、二大老や四奉行らの連署状については、谷徹也「石田三成発給文書目録稿」(谷編『シリーズ織豊大名の研究7 石田三成』戎光祥出版 二〇一八年)などを参照のこと。

(23) 『時慶』慶長五年八月十九日条には、「新内侍知行高嶋ノ水帳書写候」とあるので、このように判断した。

(24) 慶長六年十月、時子は松崎と久我の二箇所計百石の所領を給付されている(注15)前掲慶長六年十月十一日「御領知方帳」。

(25) 時子の禁裏退出後も、時慶は時子領の支配に携わっていた。例えば慶長十五年九月二十一日、彼は京都所司代の板倉勝重に、時子領の百姓たちの不届について申し遣わしている。なお、時子が後陽成から暇を出された後、彼女の所領が没収された形跡は確認できない。それどころか、彼女は所領百二十石を有していた(国立公文書館蔵「大内日記」一〇)。

(26) 松蘭斎「戦国時代の禁裏女房(一)」(松蘭『中世禁裏女房の研究』収録 思文閣出版 二〇一八年、初出二〇一五年)二九頁〜九三頁。

(27) この点については、山口和夫「近世の家職」(山口『近世日本政治史と朝廷』吉川弘文館 二〇一七年、初出一九九五年)二七五頁・二七六頁などを参照のこと。

(28) 時慶が後陽成に供奉して聚楽第へ赴いた事実や(「天正年中聚楽亭両度行幸日次記」『続群書類従』第四輯上収録)、豊臣政権期の時慶が高島郡内の石庭(石場)村に所領五十石を有していた事実(拙稿「天正・文禄・慶長期における公家家臣の境涯」(細川涼一編『生活と文化の歴史学7 生・成長・老い・死』収録 竹林舎 二〇一六年)二五三頁・二五四頁)を踏まえると、聚楽第行幸の際、時慶も高島郡内で所領を増加され、天皇・朝廷への「御奉公」に励むよう命じられたと見られる。

(29) 注(1)前掲神田「織豊期の後宮女房」二五二頁のほか、山口和夫「統一政権成立と朝廷の近世化」(注(27)前掲山口著書収録、初出一九九六年)二三八頁・三九頁に言及がある。なお、中山親子については、注(7)前掲『天皇皇族実録 後陽成天皇実録』第二巻の典侍藤原親子の項を参

照のこと。

(30) 戦国期は、地方に在国して天皇・朝廷への奉公に励まない公家が目立ち(富田正弘「戦国期の公家衆」(『立命館文学』五〇九 一九八八年)や、菅原正子「公家衆の『在国』」(菅原『中世公家の経済と文化』吉川弘文館 一九九八年、初出一九九一年)などを参照のこと)、また禁裏の上級女官のなかには、実家からの支援が困難となつて、女官の地位を退く者が出ていた。さらに後奈良天皇在位期には、内侍の補充を行おうとして公家にいろいろと声をかけたものの、経済的な負担の問題から、これに応じる家がなかなか出ないという事態も起こっていた(松蘭斎「戦国時代の禁裏女房(一)」(注(26)前掲松蘭斎著書収録、初出二〇一五年)二七二頁、二七九頁〜二八一頁)。

(31) 実際、戦国期の公家衆の流寓で揺らいだ天皇の公家に対する支配は、豊臣政権のもとで再確立する(注(29)前掲山口論文五五頁・五六頁)。

(32) 村山修一『安土桃山時代の公家と京都』(塙書房 二〇〇九年)三三三頁〜四九頁、一六九頁。

(33) 時子の禁裏出仕に時慶が積極的であった今一つの要因としては、娘が禁裏の女官となり、さらに天皇の子を出産すれば、家の誉れになるという点も想定できよう。

(34) この小稿で取り上げた西洞院家のような事例が、他の公家の家でも見られるかどうかについては、今後の検討課題としたい。

この小稿は、二〇一八〜二〇二〇年度日本学術振興会科学研究費助成事業・基盤研究C・課題番号一八K〇〇九四四の研究成果の一部である。